

県が締結する契約に関する条例施行規則

平成 27 年 10 月 2 日岩手県規則第 83 号

改正

平成 28 年 11 月 18 日岩手県規則第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、県が締結する契約に関する条例（平成 27 年岩手県条例第 35 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 2 号の規則で定める種類及び金額の要件)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める種類は、次の表の左欄に掲げる種類とし、同号の規則で定める金額の要件は、同欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の要件とする。

種 類	金額の要件
1 工事の請負に係る契約（契約期間が 6 か月を超えるものに限る。）	予定価格が 5 億円以上であること。
2 業務（清掃、警備（警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する警備業務用機械装置を使用して行うものを除く。）、駐車場の管理、施設における来訪者の受付又は設備（消防設備、電気通信設備、暖冷房設備、空気調和設備及びし尿浄化槽に限る。）の運転及び保守に係る業務（以下「清掃等業務」という。）のいずれかを含むものに限る。）を委託する契約（契約期間が 6 月を超えるものに限る。）	予定価格が 3,000 万円以上であること。
3 公の施設の管理（清掃等業務のいずれかを含むものに限る。）に係る協定（指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の期間が 6 月を超えるものに限る。）	指定管理者の募集に係る委託料の上限額又は委託料の額が 3,000 万円以上であること。

(条例第 6 条第 2 号の規則で定めるもの)

第 3 条 条例第 6 条第 2 号の規則で定めるものは、事業者における条例第 3 条第 2 項各号に掲げる取組の実施の状況について、随意契約の相手方の選定の基準として設定することができるものとする。

(条例第 7 条第 4 号の規則で定める者)

第 4 条 条例第 7 条第 4 号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する受注者及び下請負者等とする。

(1) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 1 項に規定する世帯主又は同法に規定する国民健康保険組合の組合員

(2) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 号被保険者（特定県契約に係る措置）

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による報告の求めは、知事が定める期間における条例第 7 条各号に掲げる事項の遵守の状況について、特定県契約のうち知事が指定するものに係る特定受注者に対し、別に定める様式による書面により行うものとする。

2 条例第 8 条第 1 項の規定による報告の求めを受けた特定受注者は、別に定める様式による報告書により、第 1 号に掲げる労働者に係る第 2 号に掲げる事項を、知事が定める期限までに報告しなければならない。

(1) 特定県契約の履行の場所において当該特定県契約に係る業務に直接従事する労働者（管理又は監督に係る業務その他知事が別に定める業務に従事する労働者を除く。）のうち、次に掲げる特定県契約の種類に応じ、それぞれに定める労働者

ア 第 2 条の表の 1 の項に掲げる契約 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する元請負人又は同項に規定する下請負人に雇用される労働者

イ 第 2 条の表の 2 の項に掲げる契約及び同表の 3 の項に掲げる協定 清掃等業務に従事する労働者

(2) 労働者の 1 時間当たりの賃金の額及び社会保険への加入状況、特定受注者及び下請負者等の労働保険番号、労働者に対して賃金を支払った年月日その他知事が必要と認める事項

3 条例第 8 条第 2 項の規定による調査は、書面又は面談により行うものとし、知事は、当該調査を行う場合においては、別に定める様式による通知書により、あらかじめその旨を特定受注者に対して通知するものとする。

（特定県契約に係る特定受注者の遵守事項）

第 6 条 特定受注者は、特定県契約の履行の場所、当該特定受注者の事務所その他の前条第 2 項第 1 号に掲げる労働者の見やすい場所に掲示する方法その他の知事が定める方法により、県と締結した県契約が特定県契約である旨を当該労働者に明らかにしなければならない。

2 特定受注者は、特定県契約の履行に当たり下請負者等と下請、再委託等に係る契約を締結する場合においては、次の事項を約さなければならない。

(1) 知事が特定受注者に対して条例第 8 条第 1 項の規定による報告を求めたときは、下請負者等は、特定受注者からの求めに応じ、別に定める様式による報告書により特定受注者に対して報告しなければならないこと。

(2) 下請負者等が更に当該特定県契約に係る下請、再委託等に係る契約を締結する場合においても、前号に掲げる事項を約さなければならないこと。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の県が締結する契約に関する条例施行規則第 2 条、第 5 条及び第 6 条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される県が締結する契約に関する条例（平成 27 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する県契約について適用する。